

## 社会福祉法人東員町社会福祉協議会日常的金銭管理サービス事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者や障がい者が地域で安心して日常生活をおくれるよう契約に基づいて日常的な金銭管理サービス事業（以下「本事業」という。）を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、社会福祉法人東員町社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

### (連携)

第3条 本事業を実施するにあたっては、社会福祉法人三重県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業と連携する。

### (事業の内容)

第4条 本事業として行うサービス（以下「サービス」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 年金、諸手当等の受領確認
- (2) 日常的な生活費に要する預貯金の出金・入金
- (3) 医療費、公共料金、家賃、地代、税金等の支払い
- (4) 預金通帳の記帳
- (5) その他日常生活に関わる一般的相談

### (利用者の範囲)

第5条 本事業を利用することができる者は、東員町に住所を有する者であって、日常的な金銭管理を適切に行うことが困難であると認められ、かつ、自らの判断で契約を締結できる次の各号に掲げものとする。

- (1) 65歳以上の高齢者
- (2) 20歳以上の身体障害者（身体障害者手帳所持者）
- (3) その他本会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた者

### (利用契約)

第6条 本事業を利用しようとする者は、別に定める日常的な金銭管理サービス利用契約（以下「契約」という。）を会長と締結するものとする。

### (利用料)

第7条 本事業を利用しようとする者は、別表に定める利用料を納めなければならない。

- 2 会長は、特に必要があると認めるときは、前項の利用料を減免することができる。

### (契約の解約)

第8条 第6条の契約を締結した者（以下「サービス利用者」という。）は、あらかじめ会長に申出を行い、自ら契約を解約することができるものとする。

2 次の各号の一に該当する場合、契約は自動的に解約するものとする。

- (1) サービス利用者が転出したとき。
- (2) サービス利用者の意思確認が難しくなったとき。
- (3) その他運営上特に必要と認められるとき。

(生活支援員への委任)

第9条 会長は、契約の履行に当たり、当該サービスの一部を会長が委嘱した生活支援員に委任することができる。

(個人情報の保護)

第10条 会長及び生活支援員は、利用者に関する個人情報の保持については細心の注意を払うとともに、この業務を行うにあたって知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 会長は、利用者に関する個人情報が記載された書類等を適切な方法により保管するとともに、利用者の許可なくこれを閲覧させ、又は提供してはならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月5日から施行する。

別表（第7関係）

区 分	単 位	利 用 料
金銭管理サービス	30分以内	500円
	1時間以内	1,000円
	1時間を超える場合は、30分を単位として500円加算する。	
	生活保護世帯は免除とする。	
日常生活に関わる一般的相談	無料	

